

[kaijimajitikai.com](http://kaijimajitikai.com)

令和8年度

# 総会議案書

(ホームページ版)



## (ホームページ版)

### 令和8年度 貝島町自治会・防災会総会議案書目次

\* 感染拡大防止という観点から、本総会は書面決議により実施いたします。

なお、本議案は令和8年4月5日開催の第6回役員会にて承認されております。

(個人情報保護の観点から一部、不掲載があります、ご容赦ください)

#### 議 案

- 第1号議案 令和7年度貝島町自治会活動報告・決算及び監査報告: **一部不掲載**
- 第2号議案 令和8年度貝島町自治会活動計画(案)・予算(案)及び設備積立金支出(案)
- 第3号議案 令和8年度貝島町自治会役員候補者(案): **不掲載**
- 第4号議案 令和7年度貝島町防災会活動報告・決算及び監査報告: **一部不掲載**
- 第5号議案 令和8年度貝島町防災会活動計画(案)・予算(案)
- 第6号議案 貝島町防災会規約(新制定:案)

#### そ の 他

- (1)貝島町自治会 備品など管理台帳
- (2)貝島町自治会組織図と貝島町ハザードマップ
- (3)貝島町自治会消火器設置場所: **一部不掲載**

#### 規 約 等

- (1)貝島町自治会会則
- (2)貝島町自治会役員選考規定
- (3)貝島町自治会個人情報取扱規定
- (4)貝島町自治会慶弔金等の支出に関する規定
- (5)貝島町自治会役員・組長手当等に関する規定

# 第1号議案

## 令和7年度貝島町自治会活動報告

### 1. 総会、役員会

開催月日	名称	内容	場所
令和7年 5月13日	令和7年度定期総会	組長以上に令和6年度結果と令和7年度計画を報告、書面で表決依頼。	書面表決
令和7年 5月17日	第1回役員会	書面表決結果、令和7年度活動計画、「グルメ&花火」協力依頼について	貝島町公民館
令和7年 6月 8日	第2回役員会	消防計画について、図上訓練、敬老記念品配布について	貝島町公民館
令和7年 9月 7日	第3回役員会	貝島今宮神社例大祭運営、鹿沼今宮神社例大祭参加について	貝島町公民館
令和7年 10月26日	第4回役員会	貝島今宮神社例大祭報告、第2回防災フェスタ、役員選考会について	貝島町公民館
令和8年 2月15日	第5回役員会	予算の執行状況、役員報酬の支払い、役員選考推薦について	貝島町公民館
令和8年 4月 5日	第6回役員会	監査報告、令和7年度結果と令和8年度計画報告、役員表決など	貝島町公民館

### 2. 貝島町自治会事業、行事

令和7年 4月 8日	貝島町自治会HP開設	貝島町の自治会会員が対象で、会員の利便を図るため開設。	ホームページ
令和7年 5月17日	第1回防災教育	貝島町の危険性、災害発生時の備え、避難、避難所について	公民館
令和7年 5月17日	お田植え祭	以前は氏子総代宅の水田で行われた。今は水田もなく、今回で終了。	篠原氏子総代宅
令和7年 6月 8日	第1回防犯教育	上野町交番所長による貝島町近辺の犯罪動向、とちぎポリスの導入など	公民館
令和7年 6月22日	第1回防災訓練	図上訓練、貝島町の地図で、危険箇所、避難場所を確認し、防災対策検討。	公民館
令和7年 9月 7日	第1回避難訓練	公民館から安全に屋外に避難できるか確認、消火器、避難梯子の訓練。	公民館
令和7年 9月28日	例大祭しめ縄張り	貝島今宮神社例大祭の準備。東部、中央、西部に分かれてしめ縄を張る。	貝島町全域
令和7年 10月 5日	貝島今宮神社例大祭	今年の子供神輿の渡御は西部地区、総勢160名を超える盛況でした。	西部地区
令和7年 11月 9日	第2回防災訓練	防災フェスタ。雨天だったが、ポップコーン、ワタガンで盛り上がりました。	公民館
令和7年 12月27日	貝島今宮神社松飾	貝島今宮神社のしめ縄(前だれ)を1か所、松飾を6カ所設置しました。	貝島今宮神社
令和8年 1月 1日	貝今宮神社初詣	竹灯籠、のぼりなどで盛り上げる、参拝者は70名以上でした。	貝島今宮神社
令和8年 2月15日	第2回避難訓練	公民館から安全に屋外に避難できるか確認、消火器、発電機の訓練	公民館

### 3. 公的機関、関連団体参加協力

令和7年 5月24日	グルメ&花火 協力	24日の警備に10人、25日の清掃に20人ご協力いただきました。	黒川東河岸
令和7年 9月～10月	国勢調査協力	会員以外の方も含む、貝島町全員。調査員の方ありがとうございました。	貝島町全域
令和7年 9月～10月	敬老記念品配布協力	組長さんをはじめ配布に協力してくださった方、ありがとうございました。	貝島町全域
令和7年 10月12日	かめま今宮神社協力	貝島武士4名、白丁4名で無事お役目を果たすことができました。	田町上組地区
令和7年 12月27日	かめま今宮神社松飾	かめま今宮神社のしめ縄(前だれ)を2か所、松飾を8カ所設置しました。	かめま今宮神社
通年 1～2回/月	交通安全協会指導	府中橋・貝島橋交差点で、立哨により交通安全の指導を行いました。	府中橋・貝島橋交差点

### 4. 各所清掃、安全対策関係

令和7年 6月 4日	第1回消防設備点検	法令に基づく訓練、非常ベル、誘導灯、非常灯の不具合ありました。	公民館
令和7年 6月22日	危険樹木伐採	貝島今宮神社境内の倒木の可能性の高い樹木6本のうち、2本を伐採。	貝島今宮神社
令和7年 7月 9日	消防不具合改修工事	非常ベル、誘導灯の改修を実施、改修後は正常に動作しました。	公民館
令和7年 7月12日	公民館周辺除草、清掃	執行部有志で公民館西側の堀を中心に除草、ゴミ、不要物の処分を実施。	公民館周辺
令和7年 7月25日	非常灯バッテリー交換	非常灯が点灯しなかったため非常灯用バッテリーを交換しました。	公民館
令和7年 9月23日	権現坂周辺草刈り	会員有志で、例大祭挙行前に権現坂の柵の内側の草刈りを実施しました。	権現坂周辺
令和7年 12月 2日	第2回消防設備点検	今回は不具合事項は確認されませんでした。	公民館
令和7年 12月18日	公民館大掃除	防火クラブ7名、執行部4名で公民館、防災倉庫の清掃を実施しました。	公民館

### 5. その他

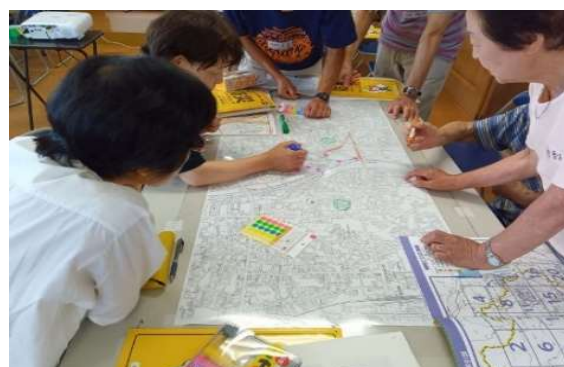
鹿沼市、東部地区自治会、消防署、かめま今宮神社および関連団体主催行事や会議に参加しました。また、各組織、団体主催の研修会(防火、防災、まちづくりなど)、や講習会に参加しました。

以上

## 令和7年度貝島町自治会活動報告(写真など1)



第1回防災訓練（図上訓練）  
危機管理課による事前説明



第1回防災訓練（図上訓練）  
みなさん、熱心に取り組む



第1回避難訓練  
ケガ人を介護しようとするところ



貝島今宮神社例大祭  
近隣町の自治会長が参拝している



貝島今宮神社例大祭  
子どもたちが参拝している



貝島今宮神社例大祭  
子どもたちが渡御から帰還している



第2回防災訓練（防災フェスタ）  
胸骨圧迫、AED訓練の様子



第2回防災訓練（防災フェスタ）  
こどもたちの釣りゲームの様子

## 令和7年度貝島町自治会活動報告(写真など2)



第2回防災訓練(防災フェスタ)  
抽選会の様子



貝島今宮神社初詣  
参拝に来てくださった人達の様子



かぬま今宮神社例大祭参加協力  
鳥居を出る貝島武士



かぬま今宮神社例大祭参加協力  
田町上組町内をご巡幸中の白丁



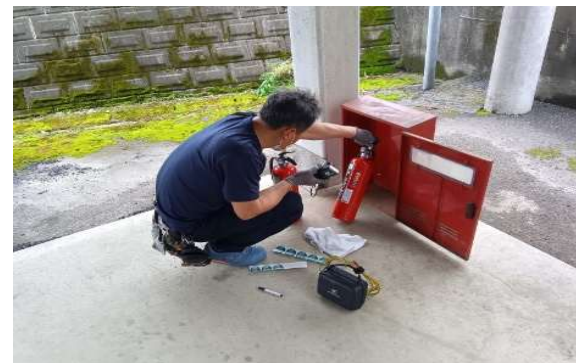
かぬま今宮神社松飾設置  
しめ縄、松飾設置中の様子



かぬま今宮神社松飾設置  
設置した正門のしめ縄、松飾



危険樹木伐採(貝島今宮神社境内)  
伐採した樹木をまとめている



第1回消防設備点検  
消火器の点検を行っている。

## 令和7年度貝島町自治会決算及び監査報告

歳入総合計	5,656,696円
歳出総合計	4,852,113円
差引残高	804,583円

令和7年4月 1日より  
令和8年3月31日まで

### 歳入の部

単位:円

科 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
前期繰越金	735,250	735,250	0	前年度からの繰越金
自治会費	4,050,000	3,994,917	△55,083	令和7年度自治会費
公民館使用料	3,000	0	△3,000	公民館使用料
雑収入	300,000	231,393	△68,607	防犯灯助成金・日赤還付交付金 他
預金利子	100	4,636	4,536	預金利子
報奨金	800,000	690,500	△109,500	令和7年度鹿沼市からの交付金
合 計	5,888,350	5,656,696	△231,654	

### 歳出の部

単位:円

科 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
総会費	250,000	187,396	△62,604	総会資料及び監査に要した経費
役員手当	1,079,000	1,091,000	12,000	役員・常任委員・支部長・組長・氏子手当
会議費	100,000	26,457	△73,543	諸会議に要した経費(役員会飲み物代含む)
新年会費	150,000	0	△150,000	新年会は自粛した
事業費	500,000	366,685	△133,315	各種事業に要する経費(防災フェスタ他)
消防費	25,000	25,000	0	消防団第1分団第2部への負担金
神社費	600,000	489,340	△110,660	※貝島今宮神社助成金 他
助成金	490,000	490,000	0	※各種団体助成金
交際費	50,000	51,000	1,000	自治会長の関係団体等への交際費
防犯灯費	300,000	279,449	△20,551	防犯灯電気代・修理費
事務費	350,000	232,584	△117,416	事務費・複写機等に要した経費
会費手数料	30,000	2,970	△27,030	自治会費入金時の手数料(ATM入金の為、経費減)
公民館費	200,000	311,721	111,721	※公民館維持管理に要した経費
火災保険料	120,000	191,090	71,090	※神社及び公民館火災保険料
安全対策費	50,000	50,000	0	防災会への援助
諸 費	700,000	257,421	△442,579	※上記以外の経費
設備積立金	800,000	800,000	0	自治会の建造物・備品・火災の積立金
予備費	94,350	0	△94,350	
合 計	5,888,350	4,852,113	△1,036,237	

※神社費:神社助成金 400,000円 等

境内樹木賠償保険 64,440円

※助成金:振興会 70,000円、福寿会 120,000円、婦人防火クラブ 100,000円

子ども会育成会 150,000円、交通安全協会 50,000円

※諸 費:鹿沼今宮神社寄進金 53,000円、かめま今宮神社例大祭関係 54,400円 等を含む

※公民館費:非常照明バッテリー代120,120円、非常警報設備費42,900円を含む

※火災保険料:神社 143,270円、公民館 47,820円

## 第2号議案

### 令和8年度貝島町自治会活動計画（案）

#### 1. 活動方針

自治会会員の相互努力による、安全で安心な住みよい貝島のまちづくりを目指す。

#### 2. 貝島町自治会事業、行事

##### (1)環境・福祉活動

- ①美しい街づくりをめざし、地域清掃奉仕活動・空き家等の除草促進、不法投棄等の防止、町内の緑化等に努める。
- ②資源ごみの回収促進
- ③緊急時要支援希望者の把握と支援と並びに緊急避難場所の設置
- ④まちづくり推進委員制度継続・関係機関との連携

##### (2)文化活動

各種行事をつうじて、地域及び会員相互の親睦を深め、さらには、世代間の交流を図ることにより、子どもたちの健全育成に役立てる。

【貝島今宮神社例大祭】【防災フェスタ】

##### (3)安全・防犯・防災活動

- ①町内に設置されている防犯灯の設置及び点検
  - ②安全意識の啓蒙・啓発活動の充実と迷惑駐車・放置自転車の追放
  - ③災害時に備え自主防災活動への参加・支援への啓蒙啓発
  - ④学校安全緊急情報共有化広域ネットワークへの協力・支援
  - ⑤緊急時要支援希望者の確認と当自治会指定の避難場所設置・要支援希望者の避難誘導
- 【防犯・防災教育】【防火・防災訓練】

##### (4)広報活動

- ①回覧板等による市・学校・地域の速やかな情報伝達と、特に緊急時における初期対応ならびに地域住民の方への支援強化
  - ②地域連絡板(掲示板)の設置による円滑な伝達。
  - ③会員が作り出す自治会活動への意欲の喚起と新規会員勧誘の働きかけ
  - ④自治会のホームページの運用
- 【各種団体の活動の活性化推進事業】 【各種団体への助成と協力】

##### (5)その他

- ①鹿沼市をはじめとする公共団体・地域との協調によるまちづくり
  - ②かぬま今宮神社例大祭への協力・参加
- ◆自治会活動を地域住民の方にご理解いただき、会員の入会に務める◆

令和8年度貝島町自治会予算(案)

歳入総合計	5,752,083円
歳出総合計	5,752,083円
差引残高	0円

令和8年4月 1日より  
令和9年3月31日まで

歳入の部

単位:円

科 目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備 考
前期繰越金	735,250	804,583	69,333	前年度からの繰越金
自治会費	4,050,000	4,000,000	△50,000	令和8年度自治会費
公民館使用料	3,000	3,000	0	公民館使用料
雑 収 入	300,000	250,000	△50,000	防犯灯助成金・日赤還付交付金 他
預 金 利 子	100	4,000	3,900	預金利子
報 奨 金	800,000	690,500	△109,500	令和8年度鹿沼市からの交付金
合 計	5,888,350	5,752,083	△136,267	

歳出の部

単位:円

科 目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	備 考
総 会 費	250,000	200,000	△50,000	総会資料及び監査に要した経費
役員手当	1,079,000	1,150,000	71,000	役員・常任委員・支部長・組長・氏子手当
会 議 費	100,000	50,000	△50,000	諸会議に要した経費(役員会飲み物代含む)
新年会費	150,000	150,000	0	組長以上の新年会に要する費用
事業費	500,000	500,000	0	各種事業に要する経費
消 防 費	25,000	25,000	0	消防団第1分団第2部への負担金
神 社 費	600,000	600,000	0	※貝島今宮神社助成金 他
助 成 金	490,000	490,000	0	※各種団体助成金
交 際 費	50,000	50,000	0	自治会長の関係団体等への交際費
防 犯 灯 費	300,000	300,000	0	防犯灯電気代・修理費
事 務 費	350,000	300,000	△50,000	事務費・複写機等に要した経費
会費手数料	30,000	5,000	△25,000	自治会費の硬貨入金手数料(990円×約5回)
公 民 館 費	200,000	200,000	0	公民館維持管理に要した経費
火災保険料	120,000	200,000	80,000	神社及び公民館火災保険料(保険料値上げにより増額)
安全対策費	50,000	50,000	0	防災会への援助(消火器薬剤交換等)
諸 費	700,000	600,000	△100,000	※上記以外の経費
設備積立金	800,000	800,000	0	自治会の建造物・備品・火災の積立金
予 備 費	94,350	82,083	△12,267	
合 計	5,888,350	5,752,083	△136,267	

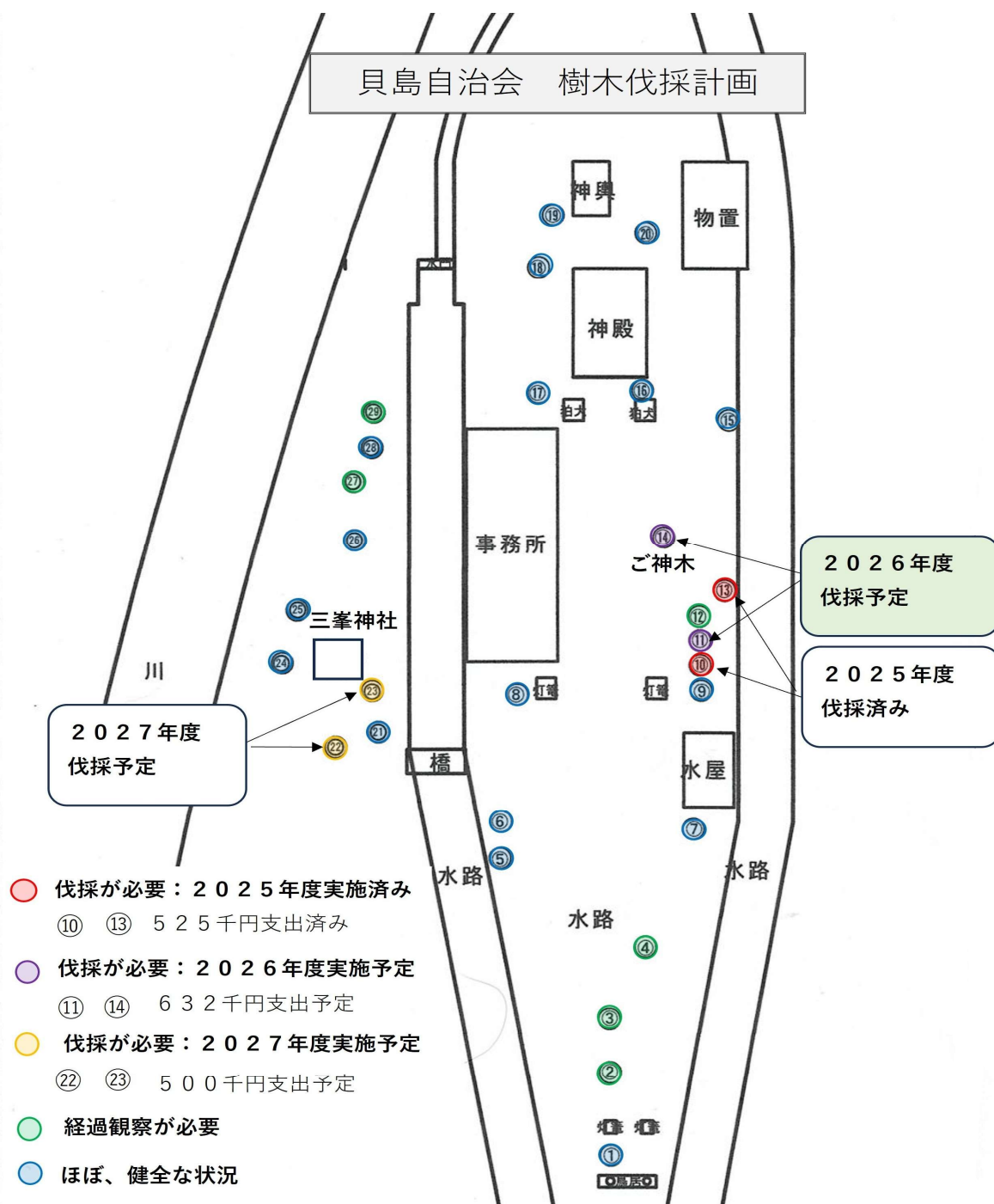
※助成金明細: 振興会 70,000円、福寿会 120,000円、婦人防火クラブ 100,000円  
子ども会育成会 150,000円、交通安全協会 50,000円

## 令和8年度設備積立金支出(案)

貝島今宮神社の境内には、樹齢数百年を超える杉・ヒノキが多数生育し、大切に管理されています。2021年8月4日、樹木医3名に委嘱し、すべての樹木の健康状態と今後の管理方法の診断を実施したところ、うち6本に「樹体の傾き」「樹幹登頂部の折損」「樹幹の腐食」等が進み、倒木の危険が高く、伐採が適当という診断所見が示されました。

そのため、昨年度は、うち2本を設備積立金の支出により伐採させていただきました。今年度も引き続き、2本を伐採したいので、設備積立金の支出(632千円)をお願いします。

なお、貝島今宮神社境内は大型クレーン車が侵入できる通路がなく、一部人力による「特殊伐採」となります。



## 第4号議案

### 令和7年度貝島町防災会活動報告

区 分	実施 月日	事 業 内 容	事 業 内 容	場 所
1 総 会	5月13日	書 面 議 決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度結果と令和7年度計画を報告</li> <li>・書面、総会議案書を配布し表決をとる</li> </ul>	
2 活動報告 (災害 活動)	5月17日	第1回防災教育 ( 実 施 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貝島町の危険性について</li> <li>・災害発生時の備えについて</li> <li>・避難、避難所について</li> </ul>	公民館
	6月 8日	第1回防犯教育 ( 実 施 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上野町交番所長による講話</li> <li>・ときぎポリスの導入について</li> <li>・最近の貝島近辺の犯罪の動向について</li> </ul>	公民館
	6月22日	第1回防災訓練 ( 図 上 訓 練 )	・貝島町の地図を利用して、災害時の対応 危険箇所、避難場所を書きながら防災 対策をする訓練、みな熱心に取り組む。	公民館
	9月 7日	第1回避難訓練 ( 実 施 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく訓練</li> <li>・水消火器、避難梯子の使用</li> <li>・ケガ人が出たときの対応</li> </ul>	公民館
	11月 9日	第2回防災訓練 ( 防災フェスタ )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸骨圧迫、AED訓練</li> <li>・こどもたちによる消防服、防火服着衣体験</li> <li>・育成会釣りゲーム(景品付き)</li> <li>・ワタガン、ポップコーンで盛り上がる。</li> <li>・抽選会、親子防災クイズ (雨天のため公民館)</li> </ul>	公民館
	12月17日	公民館大掃除	・婦人防火クラブと執行部有志	公民館
	2月15日	第2回避難訓練 ( 実 施 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく訓練</li> <li>・水消火器、発電機、LEDライトの使用訓練</li> <li>・ケガ人が出たときの対応</li> </ul>	公民館
3 その他の 活動報告	6月 4日	第1回消防設備点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく点検</li> <li>・非常ベル、誘導灯、非常灯の不具合あり</li> </ul>	公民館
	7月 3日 ~ 7月 4日	防火管理者講習 ( 参 加 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく講習</li> <li>・公民館は防火管理者を選任する必要があるため</li> </ul>	文化センター
	7月 7日	消防各種届出	消防に以下の届出を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火管理者の選任</li> <li>・消防計画の作成</li> <li>・避難訓練計画</li> </ul>	消防署
	7月 9日	消防設備不具合改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出の改修計画に基づく改修</li> <li>・非常ベル、誘導灯の改修工事</li> </ul>	公民館
	7月25日	非常灯バッテリー交換	・非常灯のバッテリーを交換し、停電時に点灯 するように改修。(建築基準法遵守対応)	公民館
	12月 2日	第2回消防設備点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく点検</li> <li>・今回は、不具合事項なし</li> </ul>	公民館
	毎月1回	消防自主点検	・火元管理、建物管理、消火器、非常ベル、 避難器具、誘導灯の点検(消防計画による)	公民館
	通 年	町内各所点検	・町内消火器、防犯灯、危険個所の点検	町内全域

# 令和7年度貝島町防災会決算及び監査報告

令和7年 4月 1日より  
令和8年 3月31日まで

収入総額 178,979円  
支出総額 0円  
差引残高 178,979円

## 収入の部

項 目	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	備 考
繰 越 金	128,747	128,747	前年度繰越金
助 成 金	50,000	50,000	自治会助成金
雑 収 入	0	232	利息
計	178,747	178,979	

## 支出の部

項 目	予 算 額 (円)	決 算 額 (円)	備 考
事 業 費	177,747	0	
交 際 費	0	0	
雑 費	1,000	0	
計	178,747	0	

## 第5号議案

### 令和8年度貝島町防災会活動計画(案)

1. 活動方針 地域コミュニティに対する、住民意識の希薄化によって、地域の課題は多様化、深刻化する傾向にあります。防災会は地域住民とともに応急処置や、救助などの知識、技術を習得することを目指し互いに知り合いになり、顔の見える関係を作ることを目的とします。
2. 活動計画 (1)防災知識の普及 (2)危険個所の巡回 (3)防災資材・機械等の点検及び備蓄 (4)高齢者の安全確認 (5)防災訓練・講習会の充実 (6)消防設備点検・訓練の実施

### 令和8年度貝島町防災会予算(案)

令和8年4月01日より  
令和9年3月31日まで

収入総額 229,200円  
支出総額 229,200円  
差引残高 0円

#### 収入の部

項目	前年度予算額(円)	本年度予算額(円)	備考
繰越金	128,747	178,979	前年度繰越金
助成金	50,000	50,000	自治会助成金
雑収入	0	221	利息
計	178,747	229,200	

#### 支出の部

項目	前年度予算額(円)	本年度予算額(円)	備考
事業費	177,747	228,200	欄外
雑費	1,000	1,000	
計	178,747	229,200	

※事業費内訳 消火薬剤・消火器本体交換積立・消火器格納庫交換等

## 第6号議案

### 貝島町防災会規約(新制定:案)

#### (名 称)

- 第1条** この組織は、貝島町自治会自主防災会と称する。(以下本会と称する)
2. この会の本部は、貝島町公民館に置く。

#### (目 的)

- 第2条** 本会は、住民による共同の精神にもとづく自主的な地域防災・防犯などの活動と地域福祉活動を積極的に推進し、安全で安心して暮らせる地域づくりに貢献し、自発的な防災・防犯等の活動を行うことにより、火災・地震・風水害・雪害・犯罪・交通事故等による被害の防止及び、軽減を図ることを目的とする。

#### (事 業)

- 第3条** 本会は、前条の目的を達成するため次の事業をおこなう
- (1) 防災・防犯等に関する知識の普及に関すること
  - (2) 住民の防火・防災・防犯・交通事故・福祉意識の向上に関すること
  - (3) 高齢者・障がい者等の要援護者の把握及び救護体制の整備に関すること
  - (4) 災害等の発生時における情報の収集伝達・応急救護・避難誘導等応急対策に関すること
  - (5) 防災等の訓練実施に関すること
  - (6) 防災資材の整備に関すること
  - (7) その他防災等に関すること

#### (会 員)

- 第4条** 本会の会員は、自治会の会員世帯をもって構成する。

#### (役 員)

- 第5条** 本会に、次の役員を置く。
- |         |    |
|---------|----|
| (ア) 会 長 | 1名 |
| (イ) 副会長 | 1名 |
| (ウ) 会 計 | 1名 |
| (エ) 監 事 | 2名 |
2. 役員は、自治会の役員会の互選により選出する。
3. 役員の任期は、自治会役員の任期と同時期とする。ただし、再任することができる。

#### (役員の仕事)

- 第6条** 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに災害等の発生時における応急活動の指揮及び、指示をおこなう。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  3. 会計は、本会の経理を行う。
  4. 監事は、本会の会計及び出納を監査する。

#### (会 議)

- 第7条** 本会に総会及び役員会を置く。

2. 総会は、自治会の総会開催に合わせて行う。
3. 役員会は、次の事項を審議する。
  - (ア)総会に提出する案件に関すること
  - (イ)その他、特に必要と認められたこと
4. 役員会で決定した事項については、自治会の会員に周知する。

#### (会 計)

**第8条** 本会の運営に関する経費は、自治会費及びその他の経費をもってこれに充てる。

#### (会計年度)

**第9条** 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (自主防災組織避難所)

**第10条** 本会の避難所は次のとおりとする。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (ア)一時避難場所:      | (東部地区)ツルハドラッグ駐車場<br>(中央地区)旧ココス跡地<br>(西部地区)星の宮公園 |
| (イ)市指定避難所(水害):  | 中央小学校<br>東部台コミュニティーセンター<br>鹿沼商工高校               |
| (ウ)市指定避難所(震災等): | 東小学校、<br>東中学校                                   |

#### (その他)

- 第11条** この規約に定めのない事項は、役員会で協議して定める。
2. 組織図又は連絡系統図(以下「組織図等」という。)は別に定める。
  3. 前項の組織図等は、変更の都度、自治会の会員に知らせるものとする。

#### (附則)

この規約は、令和8年 5月 17日から実施する。

その他

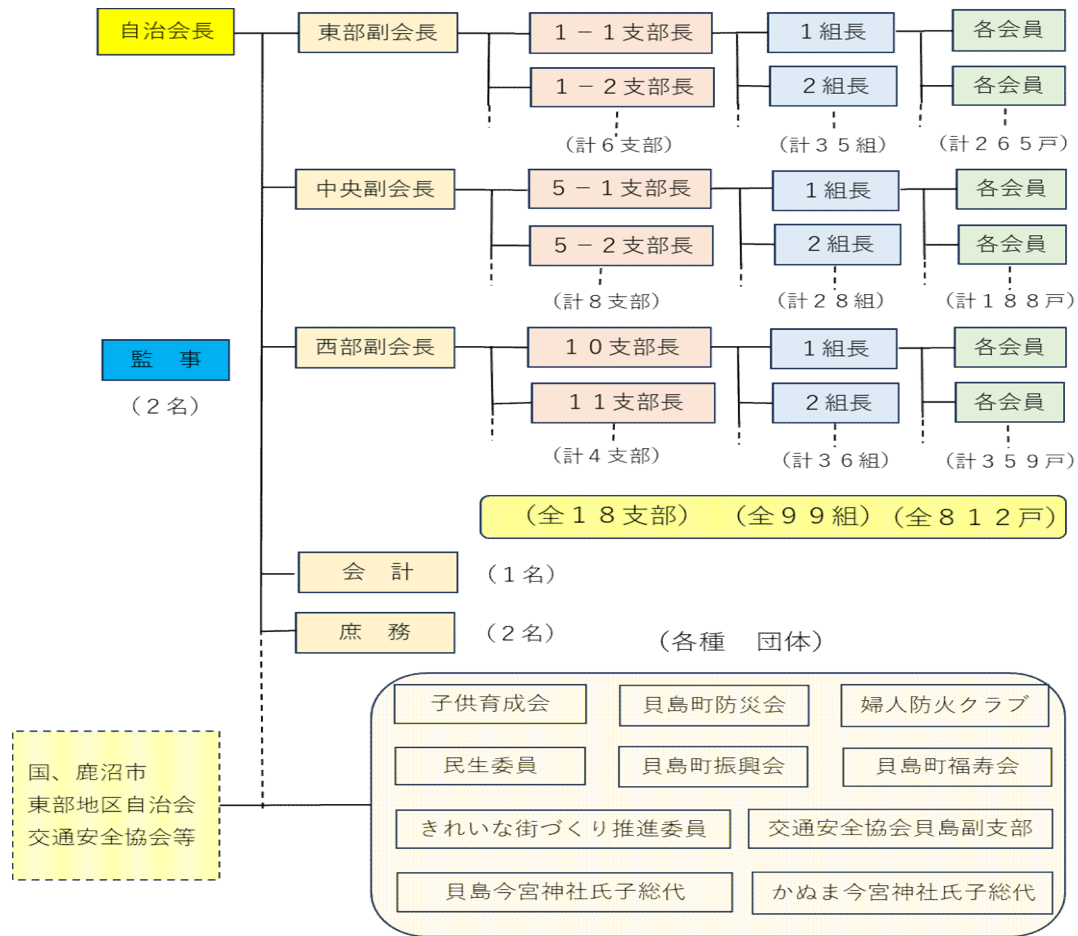
(1)貝島町自治会備品等管理台帳

令和8年4月1日現在

NO	備品等名	購入等年月日	購入金額	保管場所	個数等	備考
1	建物	平成16年2月16日	17,220,000			公民館
2	カーテン	平成16年2月16日	132,300			
3	テレビ	平成16年2月16日	290,000	公民館	1台	
4	書庫	平成16年3月	50,295	公民館	1台	スチール製
5	公民館寄付金名簿ボード	平成17年9月	189,000			建設資金
6	リヤカー(折りたたみ式)	平成25年6月1日	24,624	公民館	1台	アルミ製
7	盆踊り用菅笠	平成25年7月18日	33,600	公民館	50個	
8	イベント用照明配線一式	平成25年8月5日	98,486	公民館	一式	
9	コピー機	平成29年11月15日	480,000	公民館	1台	
10	パソコン	平成25年11月25日	114,160	公民館	1台	
11	オフィスソフト	平成25年12月3日	32,184		2台	
12	脚立(3メートル)	平成30年7月26日	53,600	公民館	2基	アルミ製
13	コートレス回転モップクリーナー	平成30年11月22日	13,980	公民館	2台	
14	テント	令和2年5月	302,280	公民館	1張	フタバスポーツ
15	発電機	令和2年5月14日	137,400	公民館	3台	ホンダ
16	LEDスタンド投光器	令和2年5月14日	94,800	公民館	6台	アイリスオーヤマ
17	サンデーレインボー電エドラム	令和2年5月14日	32,800	公民館	6個	ハヤタ
18	冷蔵庫	令和2年5月19日	206,800	公民館	1台	パナソニック
19	エアコン	令和2年5月19日	344,960	公民館	2台	パナソニック
20	掃除機	令和2年5月22日	23,980	公民館	1台	パナソニック
21	折りたたみ椅子	令和2年5月29日	194,645	公民館	73脚	
22	折りたたみ椅子収納台車	令和2年5月29日	93,346	公民館	2台	
23	集会アルミテント	令和2年6月5日	302,280	公民館	3張り	リース使用
24	スチール棚	令和3年8月23日	44,400	公民館	3基	
25	ボランティア活動用ベスト	令和3年9月16日	88,385	公民館	40着	(株)力匠
26	付祭り用仮屋台			神社物置	1組	木製組立式
27	土地				〇〇坪	
28	物置					自治会使用
29	物置					防災会使用
30	子供お神輿			神社物置	1基	
31	夏祭り用櫓			神社倉庫	1組	鉄骨組立式
32	会議用テーブル			公民館	10脚	
33	黒板			公民館	1基	
34	テント			公民館	3張	
35	掃除機			公民館	1台	
36	カラオケマイク(曲目選定可)			公民館	1本	
37	かまど			公民館	2個	鋼板
38	大釜			公民館	1個	アルミ製
39	大鍋			公民館	1個	アルミ製
40	中釜			公民館	1個	アルミ製
41	調理用へら			公民館	3本	木製
42	防災倉庫	令和4年10月13日	370,370	公民館	1棟	
43	ホワイトボード一式	令和5年6月12日	62,128	公民館	1台	マーカー等も
44	片屋根テント	令和5年9月19日	203,500	神社物置	1張	
45	交通安全制服(ビブス)・帽子	令和5年9月20日	151,602	公民館	30着・30個	
46	テルモ電子血圧計	令和7年3月13日	10,591	公民館	1台	

## (2) 貝島町自治会組織図と貝島町ハザードマップ

### ・貝島町自治会組織図



### ・貝島町ハザードマップ



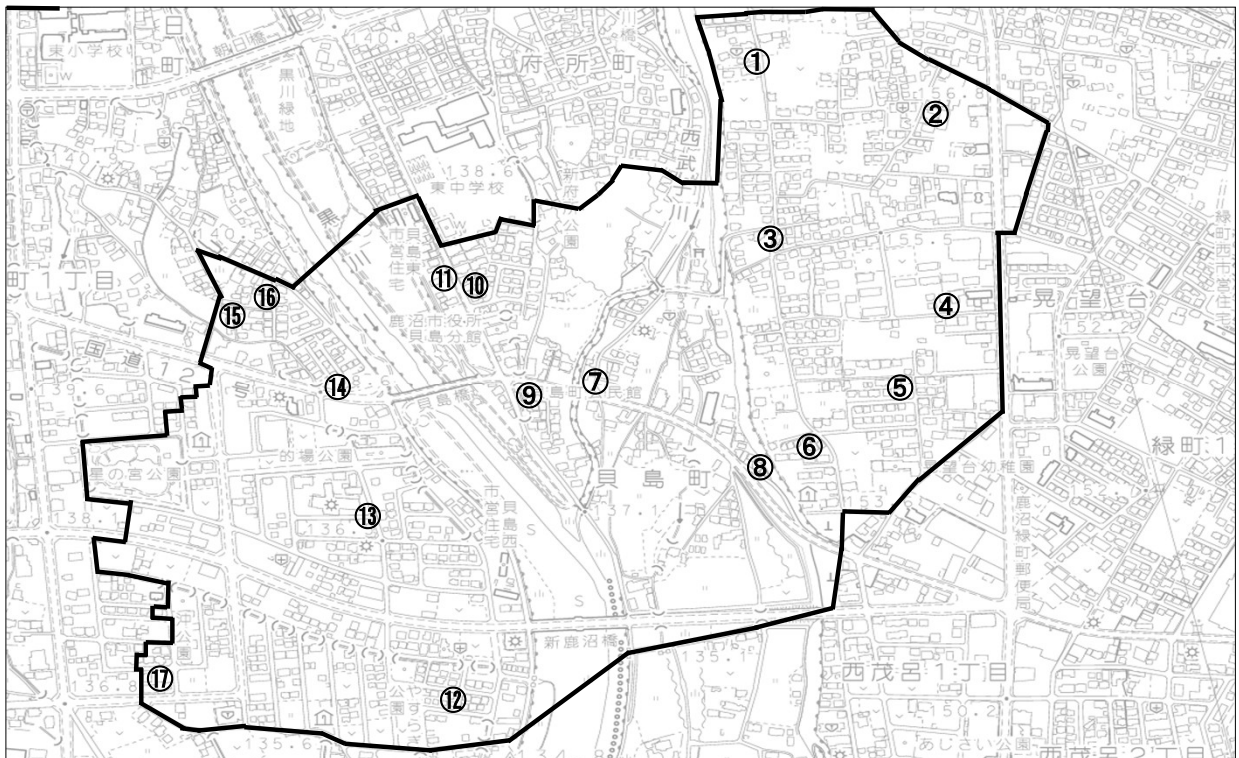
### (3) 貝島町自治会消火器設置場所

令和8年4月1日現在

番号	設置支部名	設置場所	本数	薬剤交換時期
①	1支部1	〇〇様宅東側	2	令和8年11月
②	1支部2	〇〇様宅西側	2	同上
③	2支部	〇〇様宅南側	2	同上
④	3支部1	〇〇会計事務所南側	2	同上
⑤	3支部2	〇〇様宅北側	2	同上
⑥	4支部	〇〇様宅北側	2	同上
⑦	5支部	〇〇様宅東側	2	同上
⑧	6支部	〇〇自転車店西側	2	同上
⑨	7支部	貝島町公民館	2	同上
⑩	8支部	〇〇様宅西側	2	同上
⑪	9支部	〇〇様宅東側	2	同上
⑫	10支部	〇〇様宅北側	2	同上
⑬	11支部	〇〇鉄工所入口	2	同上
⑭	11支部	〇〇食堂西側	2	同上
⑮	12支部	〇〇様宅西側	2	同上
⑯	12支部	〇〇様宅東側	2	同上
⑰	13支部	〇〇様宅北側	2	同上

- ※ 消火器本体の耐用年数は 10年。(令和3年11月に本体交換済み)
- ※ 薬剤は5年ごとに交換する。

(貝島町自治会消火器設置位置)



## 規約等

### (1) 貝島町自治会会則

#### (名称と構成および事務所の所在地)

- 第1条** この会は、貝島町自治会(以下、本会という)と称し、鹿沼市貝島町の居住する世帯(以下、会員という)と貝島町に事務所を有する法人や団体などによって、構成します。
2. この会の事務所は貝島町自治会の会長宅に置くものとします。

#### (目的)

- 第2条** 本会は、会員相互および、地域各種団体との協力・連携のもとに、会員のふれあいを深め、福祉を推進し、地域に開ける安全安心な生活環境の整備や防災に努めるとともに、地域住民のための明るく住みよいまちづくりを実現することを目的とし、会員各自の個性と自主性を尊重しつつ、会員の総意にもとづき民主的に運営されねばなりません。

#### (会員)

- 第3条** 本会の会員は、鹿沼市貝島町に居住する世帯や事務所を有する法人や団体とします。
- ただし、事務所等を有する法人や団体は、賛助会員として議決権は有しないこととします。
2. 会員としての権利と義務は、入会の意思表示がされ、組への所属が決定したときからはじまります。

#### (退会)

- 第4条** 本会の退会は、次の場合とします。
- (1) 鹿沼市貝島町から他の地域に転居し、居住を有しなくなったとき。

#### (事業)

- 第5条** 本会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業をおこないます。
- (1) 会員相互の親睦に関すること。  
(2) 身近な地域のまちづくりに関すること。  
(3) 地域の各種団体及び行政との連絡調整に関すること。  
(4) 所有する資産および施設の管理運営に関すること。  
(5) その他、本会の目的に必要な事業に関すること。

#### (役員)

- 第6条** 本会には、次の役員を置きます。
- (1) 会長: 1名 (2) 副会長: 若干名 (3) 庶務: 2名  
(4) 会計: 1名 (5) 監事: 2名 (6) 支部長: 各支部1名  
(7) 常任委員: 若干名
2. 役員は本会会員に属する成人とします。  
3. 支部長は、当該支部所属の組から互選されます。  
4. 本会に、顧問および相談役を置くことができます。

#### (役員を選出)

- 第7条** 会長・副会長・庶務・会計・監事は、総会において、会員の中から選出し、総会の承認を得ることとします。これらの役員選出の方法は別に定めるところとします。
2. 支部長は各支部の推薦にもとづき、会長が委嘱します。
  3. 常任委員は本会に所属する各種団体及び会長が必要と認める役職にある方を会長が委嘱します。

#### (役員職務)

- 第8条** 役員は本会運営の『世話人』として役員会を構成し、本会の目的達成に努めます。
2. 役員各位の主な職務は次のとおりです。
    - (1) 会長は、本会を代表するとともに、執行部をとりまとめ、本会運営のリーダーをつとめます。
    - (2) 副会長は、会長職務を補佐するとともに会長に職務執行上の支障がある時に、会長職務を代行します。
    - (3) 庶務は、会務を記録し必要な事務処理を行うとともに、本会内外への連絡・広報などをおこないます。
    - (4) 会計は、本会の収入と支出を記録・管理するとともに、預貯金・現金の保管・出納をおこないます。
    - (5) 監事は、他の役員各職とは一線を画し、本会が会則に照らして適正に運営されているのか否かをチェックするとともに、会計および出納を監査します。
    - (6) 支部長は、支部各員の意見を代表するとともに、支部と本会との意見の疎通を図り、支部における本会活動の徹底に努めます。
    - (7) 常任委員は、それぞれの任務を遂行するとともに、本会の事業推進に協力します。
    - (8) 顧問および相談役は、会長の要請にもとづき、会議に出席し意見を述べることができます。

#### (役員報酬)

- 第9条** 役員は、総会の決議により報酬を得ることができます。
2. 役員等の報酬については、別に定めるところとします。

#### (役員任期および欠員の補充)

- 第10条** 役員任期は2年とし、再任はさまたげないものとします。
2. 年度途中で役員欠員が生じたときは、会長の場合は、副会長の一人が代行し、監事の場合は、他の役員から選任することができます。
  3. 上記2項該当者その他の各職については、他の役員が補選された場合の任期を、前任者の残任期間とします。

#### (支部)

- 第11条** 本会に、それぞれの地域に支部を置き、支部単位での活動をおこなうことができます。
2. 支部の運営は、支部会員の総意にもとづき、支部長が各組長の協力を得て執行します。
  3. 総会または役員会において、それぞれの支部を分割して新しく支部を作ることができます。

(組)

**第12条** 支部には組を置くことができます。

2. 組の構成は、10世帯前後を1組とし、円滑な近隣関係が維持できる区割りを心掛けて定めます。
3. 組では組内の中から組長を選出し、組長の任期は1年とし、組内各員によるリン番制とします。
4. 組の新設・分割は、地理的な条件等を考慮して、総会または役員会において決定します。

(組長の任務)

**第13条** 組長は、組内会員の協力を得て次の任務につきます。

2. 組の代表として、自治会行事その他の活動に参加します。
3. 組内会員への回覧文書・配布物の集配をしていただきます。
4. 組内に新たに転入してきた方に、自治会への加入を勧め、自治会活動や地域の様子について説明します。
5. 自治会費その他の募金をとりまとめて支部長に届けます。
6. 組内の転入・転出および葬祭等について支部長に知らせます。
7. 組内の自治会活動の世話役になります。
8. 組長は、支部内の組長の互選により、1名以上の次期役員候補者の選任に助言をすることができます。
9. 複数会員を有する組長は、総会の決議により、若干の報酬を得ることができます。ただし、全員均一の金額とします。
10. 組長の報酬は、別に定めることとします。

(会議)

**第14条** 会議は、定期総会・臨時総会・役員会とします

2. 総会は定期総会と臨時総会とし、本会の最高意思決定機関であり、定期総会は年度末から45日以内に招集し、2か月以内に開催します。臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または、会員の10分の1以上からの請求があったとき、あるいは、役員会において臨時総会開催の議決があったときに開催します。
3. 総会は、会長が招集し、第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から45日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
4. 総会は、役員・常任委員および組長をもって構成します。
5. 総会の議長は、常任委員及び組長の中から選任します。
6. 総会の定足数は構成員の過半数の出席がなければ、開催することができません。ただし、やむを得ない事情で出席ができない方は委任状の提出により出席者に加えることができます。
7. 総会の決議は、出席者(委任状出席者を含む)の過半数の賛成をもって決議し、賛否同数の場合は、議長がこれを決することとします。
8. 総会に提出する議案は
  - (1)事業報告および決算
  - (2)事業計画および予算
  - (3)役員の承認
  - (4)会則の変更
  - (5)その他重要事項
9. 役員会は、第6条に定める役員をもって構成します。

- (1) 役員会は定例会と臨時会とし、定例会は2ヶ月に1回の目安で開催します。
  - (2) 臨時役員会は、会長が必要と認めるとき、または、役員の過半数の請求があったときに開催します。
10. 役員会の議長は会長とします。ただし、司会進行役を他の役員に交代することができます。
11. 会長が、必要と認めるときには「特別委員会」を置くことができます。
- (1) 特別委員会の委員長および委員は、会員および役員から選任し、会長が任命します。
  - (2) 委員長は役員待遇とし、役員会に出席し議決に加わることができます。ただし、第6条の役員定数には含めません。

#### (各種団体の活動)

- 第15条 本会員が主となって活動している各種団体を、本会所属として助成することができます。
2. 本会所属の各種団体は、その活動について所定の「総会資料」を、役員会に提出しなければなりません。
  3. 各種団体は、自治会からの助成金を受け取ることができ、助成金の金額は、役員会にて協議の上決定することとします。

#### (神社にかかわる建築物など)

- 第16条 貝島町今宮神社境内の「神殿」や「社務所」・「水屋」・「神輿倉」等々の建築物や付属施設等に関しては、会員共有財産として有効に活用するとともに、大切に維持されなければなりません。
2. 本会会員であっても、故意または重大な過失によって、当該施設に重大な損傷を与えた場合は、損害賠償の責を負うことになります。
  3. 当該施設の廃止や用途変更には、総会の承認が必要です。

#### (資産)

- 第17条 本会の資産(耐久性のある建物及び物品等)は別に定める「資産目録」により管理します。
2. 会長は、善良なる管理者の注意をもって、資産を管理しなければなりません。

#### (自治会費)

- 第18条 本会の会費は、会員から1世帯月額400円とします。
2. なお会費の納入については、数ヶ月分または一括して納入することができます。
  3. 定期総会または臨時総会の議決によって、会費を増減することや臨時会費または寄付金を徴収することができます。
  4. 年度中途入会または退会者の自治会費は、本会への中途入会の方には、翌月からの会費を納入していただき、中途退会の方には退会月の月割りでお預かりしている会費を返却いたします。
  5. 本会における賛助会の会費は、月額1,000円から5,000円の範囲とし、賛助会員と協議の上納入していただくこととします。

#### (収入)

- 第19条 本会は、「会費」・「寄付金」・「助成金」・「その他の収入」により運営します。

(会計年度)

**第20条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了します。

(委任事項)

**第21条** この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が役員会にはかって定めることとします。

(附則)

1. この会則は、昭和55年4月1日から施行する。
2. この会則は、昭和57年4月1日から施行する。
3. この会則は、昭和62年4月1日から施行する。
4. この会則は、平成10年4月1日から施行する。
5. この会則は、平成16年4月1日から施行する。
6. この会則は、平成17年4月1日から施行する。
7. この会則は、平成28年4月1日から施行する。
8. この会則は、平成30年4月1日から施行する。
9. この会則は、平成31年4月1日から施行する。

## (2) 貝島町自治会役員選考規定

### (趣旨)

**第1条** 本規定は、貝島町自治会会則第7条にもとづいて定めます。

### (目的)

**第2条** 役員選考委員会は、その発足から総会で次期役員を推薦するまでの一切の活動をおこないます。最終決定となる役員改選案は、自治会長に提出し、役員改選の議案として総会において多数決をもって決定します。

2. ここでいう役員とは、会長、副会長、庶務、会計、監事とします。

(以下役員と呼称します)

### (遵守事項)

**第3条** 役員選考委員(以下委員と呼称します)は、候補者の氏名ならびに選考経緯について、総会に上程するまで守秘義務を負うこととします。

なお、報告を受けた役員構成委員も同様とします。

### (委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、通常隔年の総会におこなわれる役員改選のあった定期総会の1年6ヶ月後の10月から翌年の総会までとします。

### (委員の選出)

**第5条** 委員は、規約にもとづき現役員(正副会長・庶務・会計・監事を除く)と現常任委員(各種団体および行政委嘱員)等々により構成することとします。

### (委員会の発足)

**第6条** 委員会は、上記第4条により、原則として10月中に自治会長が招集し、発足時の招集案内は自治会長名でおこない、その後は、委員会によって運営されます。

### (委員会の構成)

**第7条** 第5条で選出された委員は、第6条にもとづき委員会を構成し、正副委員長、書記を互選することとします。

### (委員の資格と補充)

**第8条** 委員に欠員が生じた場合、支部長であれば、該当する組の中から支部長代行を選出し、現常任委員は他の方を補充することができます。

2. 支部長代行及び常任委員の補充委員の任期は、前委員の残任期間とします。

3. 委員自らが役員の候補者となった場合は、一時的に委員の資格を停止することとします。また、委員が役員として推薦された場合は委員の資格を失うことになり、代わりの委員を補充することができます。

### (運営と記録)

**第9条** 委員会の議事進行は委員長がおこない、その審議・決定は多数決とします。会議の議事録、委員の出欠表を記録します。自治会長は、必要に応じて、

委員長の指名により会議に出席することができます。

ただし、議決に参加することはできません

#### (候補者推薦)

**第10条** 候補者推薦は以下の三つの方法によっておこなわれます。

- (1) (公募推薦) 委員会名で、役員の候補者推薦を、自治会会員に依頼します。その際、会員5名(住所・氏名を明記)の推薦を必要とします。推薦人が相互に推薦しあうことは認めず。委員会では、公募推薦を受理した旨を推薦者に報告しますので、推薦者は被推薦者が同意していただいた確認書(署名・捺印)を、委員会宛に提出することとします。
- (2) (後継推薦) 退任する役員が指名・推薦した後継候補は、当該役員会の意向を尊重して選考の対象とすることができます。
- (3) (委員会推薦) 委員は、自治会活動の円滑な運営を熟慮し、候補者を推薦することができます。

#### (役員の選出)

**第11条** 委員会は、第10条により推薦された役員候補者のうち、会長候補者を先行して審議・折衝し、決定することとします。

2. 会長候補決定後、会長候補の意向を尊重し、その他の役員が定数になるよう審議・折衝し、決定することができます。
3. 総会において、役員が承認されたときは、回覧等で一般の自治会会員へ周知することとします。
4. 年度途中において、役員の補充が必要と認められる場合は、役員会において協議の上、補充できることとします。

#### (選出期間)

**第12条** 次年度の事業計画・予算案の策定ならびに支部長・常任委員の選出があるため、会長候補者は2月末、その他の役員は3月末までに決めることとします。なお、役員候補者は、書面にて委員長が書面にて自治会長に報告しなければなりません。

#### (代行職の選出)

**第13条** 役員に欠員が生じた場合、委員会は総会で推薦することを前提に、代行職を選出することができます。

#### (規則の改廃)

**第14条** この規定の改廃手続きは、役員が担当し、自治会の役員会の承認を経て総会において決議することとします。

#### (附則)

この規定は、平成31年4月27日から施行します。

### (3) 貝島町自治会個人情報取扱規定

#### (目的)

**第1条** 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利を保護することを目的とします。

#### (責務)

**第2条** 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めることといたします。

#### (周知)

**第3条** 個人情報の取り扱いの方法は、総会資料または回覧等で、会員に周知することとします。

#### (個人情報の取得)

**第4条** 前条の個人情報とは、「役員名簿や避難時における会員名簿・自治会費收受時の名簿・自治会活動の研修会や視察旅行における名簿・神社のお札の集計表・事業に伴うご奉仕にかかわる奉加表や掲示物・募金活動の集金袋・自治会活動にかかわる保険加入時の名簿」などとして会長に提出された次の事項を記したものとします。

2. 氏名(家族・同居人を含む)・住所・電話番号・性別・生年月日・その他、必要な事項で同意を得たものとします。

#### (利用)

**第5条** 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものです。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 自治会の支部や組の配置図および防災マップの作製
- (3) 緊急時・災害時の連絡網及び要支援者リストの作成

#### (管理)

**第6条** 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供することはいたしません。

- (1) 法令にもとづく場合
- (2) 人の命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要があった場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める職務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 自治会連合会、学校、これらに準ずる公共目的の団体
- (6) その他、自治会であらかじめ決めた提出先

#### 付則(施行期日)

この規定は、令和2年7月17日から施行します。

#### (4) 貝島町自治会 慶弔金等の支出に関する規定

##### (慶弔金支出対象と慶弔金額等)

支出対象と慶弔金額等は下記の通りとし、原則として会長が届けるものとする。

1. 当自治会の役員及び組長の死亡に対する弔慰金。
  - (1) 現役の役員・組長 10,000円
  - (2) 同 上 生花 1基
2. 当自治会の役員の配偶者及び同居の両親の死亡に対する弔慰金。
  - (1) 役員の配偶者 5,000円
  - (2) 役員の同居の両親 5,000円
3. 当自治会に係る団体責任者の死亡に対する弔慰金。

現役の各種団体の長 5,000円
4. 当自治会に係る慶事に対する祝い金。

各自治会や各種団体が主催する行事で当自治会長宛に招待状をいただいた慶事。  
5,000円
5. 現役の役員等の自治会活動での事故やケガの場合。

自治会活動保険の保険請求手続きをおこない、支払われた金額を見舞金とする。
6. 現役の役員及び組長が病気又は私的事故やケガで入院が2週間以上の場合。

5,000円
7. 慶弔金に係るお返しは辞退することとする。
8. 本規定の「役員」とは、執行部の五役と支部長・常任委員とする。
9. この規定に定めるもののほか、必要と思われる慶事等の取り扱いに関しては、役員会又は五役会議に諮って定める。

##### 附則(施行期日)

この規定は、平成29年4月22日から施行する。

## (5) 貝島町自治会役員・組長手当等に関する規定

1. 貝島町自治会の役員及び組長には手当を支給する。
2. 役員手当の支給は、毎年2月又は3月とする。
3. 役員手当は次のとおりとする。

会 長	80,000円
副会長	50,000円
会 計	80,000円
庶 務	30,000円
監 事	20,000円
支部長	15,000円
組 長	3,000円
常任委員	3,000円
4. 本規定の「役員」とは、執行部の五役と支部長、組長及び常任委員とする。
5. 本規定に定めるもののほか、必要と思われる日当の取り扱いに関しては、役員会又は五役会議に諮って定める。

### 附則(施行)

この規定は、平成29年4月22日から施行する。